記載例

# 婚　姻　届

令和 6 年 3 月 1 日 届出

富山県黒部市長 殿

| 受理 | 令和 年 月 日 第 号 | 発送 | 令和 年 月 日 |
|---|---|---|---|
| 送付 | 令和 年 月 日 第 号 | | |

| 書類調査 | 戸籍記載 | 記載調査 | 調査票 | 附票 | 住民票 | 通知 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

生年月日は和暦で記入してください。。　長印

| | | 夫になる人 | 妻になる人 |
|---|---|---|---|
| | （よみかた） | めいすい　たろう | くろべ　はなこ |
| (1) | 氏名 | 氏 名水　名 太郎 | 氏 黒部　名 花子 |
| | 生年月日 | 平成 9 年 5 月 10 日 | 平成 14 年 11 月 7 日 |
| (2) | 住所（住民登録をしているところ） | 富山県黒部市三日市 725 番地 | 夫に同じ |
| | 世帯主の氏名 | 名水　一郎 | 夫に同じ |
| (3) | 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 富山県黒部市三日市 725 番地 | 富山県黒部市生地 1000 番地 1 |
| | 筆頭者の氏名 | 名水　一郎 | 黒部　三郎 |
| | 父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください） | 父 山田　二郎 続き柄 長男 | 父 黒部　三郎 続き柄 二女 |
| | | 母 名水　桜子 | 母 梅子 |
| | | 養父 名水　一郎 続き柄 養子 | 養父 続き柄 養女 |
| | | 養母 | 養母 |
| (4) | 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | ☑夫の氏 ☐妻の氏 | 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 富山県黒部市三日市 1301 番地 |
| (5) | 同居を始めたとき | 令和 6 年 3 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください） | |
| (6) | 初婚・再婚の別 | ☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日） | ☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日） |
| (7) | 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と | 夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 | |
| | | 夫 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 | |
| | | 夫 妻✓ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） | |
| | | 夫✓ 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） | |
| | | 夫 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 | |
| | | 夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯 | |
| (8) | 夫妻の職業 | （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 08 | 妻の職業 05 |
| | その他 | | |
| | 届出人署名（※押印は任意） | 夫 名水　太郎　印 | 妻 黒部　花子　印 |
| | 事件簿番号 | | |

※押印は任意

**記入の注意**

届書は１通で差しつかえありません。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは２通、そのほかのところに出すときは３通出してください（役場が相当と認めたときは、１通で足りることもあります。）。

証人は成人（18 歳以上）の方２名必要です。署名は必ずフルネームで書いてください。

| 証人 | | |
|---|---|---|
| 署名（※押印は任意） | 名水　一郎　印 | 黒部　三郎　印 |
| 生年月日 | 昭和 34 年 6 月 1 日 | 昭和 39 年 9 月 3 日 |
| 住所 | 富山県黒部市三日市 725 番地 | 富山県黒部市生地 1000 番地 |
| 本籍 | 富山県黒部市三日市 725 番地 | 富山県黒部市生地 1000 番地 1 |

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

婚姻届と同時に住所変更する場合は、新しい住所を記入してください。（市外に転出する場合を除く）

※別途、住所異動の手続き（住民異動届）が必要です。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

「夫の氏」の場合は、夫、「妻の氏」の場合は妻が筆頭者になります。

婚姻後、夫婦で新戸籍を作ります。希望する本籍を記入してください。

本籍とすることができるのは、現在存在する地番です。アパート名は含みません。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

国勢調査年のみ記入が必要です。

（5）結婚式をあげておらず、同居もしていない場合は空欄のまま。その他欄に「結婚式をあげておらず同居もしていない。」と記入してください。